

令和4年第1回

# 君津市農業委員会議事録

令和4年1月7日（金）

## 令和4年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年1月7日（金）午後2時00分から午後2時46分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 報告第 1号 令和3年度第4次農用地利用集積計画の修正について

日程第4 議案第 1号から議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第14号から議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 報告第 2号から報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 9号から報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第19号から報告第20号 廃土処理（公共事業施行）事業届について

日程第7 協議事項第1号 下限面積（別段面積）の設定について

### 出席委員（13名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真板	徹	10番	田丸	三郎
11番	鳥海	純次	13番	鈴木	清

14番 粕谷 定嗣

欠席委員（1名）

12番 江澤 康雄

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
上総事務所主任主事	真木 博章
経済部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

---

◎会長挨拶

会 長 改めまして、あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いを申し上げます。

昨年中はいろいろ案件ございましたけれども、皆様の御協力の下、無事に過ごさせていただきましてありがとうございます。

我々の任期、3年の中で、ちょうど半分を過ぎようとしているときでございます。こうした経過の中でも、法律等が年々改正されまして、農業委員に対します役割、活動内容というものがいろいろ大変になってきているということは、皆さんもいろいろ研修の中で御存じのことと思います。

特に、人・農地プランということ为先頭に、遊休農地の解消、そしてまた新規就農者への農地の集積というこの3本柱、これを大きく進めていかなければならないという状況にあるというふうに考えます。残された期間、皆様とともに協力しまして、1つずつ前に進めていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、本日の総会のほう、よろしくお願いいたします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、12月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

まず、12月17日、令和3年度君津地区獣害対策研修会が、かずさアカデミアホール201会議室において開催され、会長職務代理者、地区代表委員、計3名と事務局職員1名が出席をいたしました。

12月20日、君津市総合建設審議会が君津市議会全員協議会室で開催されまして、私が出席をいたしました。

12月22日、令和3年度経営力強化・農地集積促進シンポジウムが千葉県教育会館大ホールで開催されまして、私と会長職務代理者及び事務局職員2名が出席をいたしました。

それと、本日先ほどでございますが、13時に私と会長職務代理者で石井市長のところへ新年の挨拶に伺っております。市長から委員の皆様へ本年もよろしくお願ひしたいというお伝えがありましたので、お知らせをいたします。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 4 年第 1 回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

6 番、宇野真弘委員、14 番、粕谷定嗣委員の 2 名にお願いします。

---

◎報告第 1 号

議 長 日程第 3、報告第 1 号 農用地利用集積計画の修正について、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

報告第 1 号について御説明いたします。

令和 3 年第 1 2 回君津市農業委員会総会にて、令和 3 年度第 4 次農用地利用集積計画を御審議していただきましたが、当該計画の修正がありましたので御報告いたします。

資料 1 ページの表を御覧ください。

このたび、表の左から 2 列目の受け手から農用地利用集積計画への同意を撤回したい旨の申出があり、これにより農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 2 号の要件に該当しなくなることとなりましたので、申請番号 74 及び 88 から 90 の部分を削除する修正を行いました。

申請番号 74 の受け手に関しましては、土地所在地付近の土地改良施設の利用に関し、近隣住民と協議を行った結果、来年度以降の耕作が不可能であると判断したということで、同意

できない旨の連絡がありました。

また、申請番号88から90の受け手に関しましては、離農するという報告をいただきましたので、こちらにも削除する修正を行いました。

報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号につきまして、質問、意見等がございましたらお願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

齋藤事務局長 ここで、農政課奥倉係長につきましては、この後の公務のため退席をいたします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 ありがとうございます。

議長 長 御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第13号

議長 日程第4、議案第1号ないし第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第3号につきましては、10番、田丸委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに議案第3号を除く議案第1号、第2号及び議案第4号ないし第13号について審議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案書2ページを御覧ください。

議案第1号について説明します。

大野台地先の田2筆、畑2筆、面積2,487平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業後継者がいないため、譲受人は隣接地を耕作しているためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万3,871平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第2号について説明します。

西原地先の田1筆、面積802平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地から遠く不便なため、譲受人は農業経営の規模の拡大のためです。

許可基準として、申請地と合わせて下限面積を超えた5,027.8平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

次に、議案第4号及び第5号は譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第4号は、寺沢地先の田1筆、面積391平方メートル、議案第5号は寺沢地先の田2筆、面積1,717平方メートルをそれぞれ贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第4号及び議案第5号の譲渡人は高齢により経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万5570.97平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第6号について説明します。

上新田地先の畑1筆、面積155平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により経営規模を縮小したいため、譲受人は隣接地を耕作しているためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万684平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第7号について説明します。

上新田地先の畑1筆、面積690平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万8,612.82平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第8号について説明します。

浦田地先の畑3筆、面積1,762平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた5,722.49平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第9号及び第10号は、譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第9号は、広岡地先の田3筆、面積349平方メートル、議案第10号は広岡地先の田5筆、面積1,137平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第9号の譲渡人は居住地が遠いため、議案第10号の譲渡人は農業経験がないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、議案第9号及び第10号の申請地と合わせて下限面積を超えた4,028平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第11号及び第12号は、譲受人、譲渡人が同一のため、一括して説明します。

議案第11号は、大戸見地先の畑1筆、面積330平方メートルを贈与により所有権移転、議案第12号は、大戸見地先の田2筆、加名盛地先の田1筆、面積3,607平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、貸主は農業機械がないため、借主は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、議案第11号及び第12号の申請地と合わせて下限面積を超えた5,259平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第13号について説明します。

笹地先の畑1筆、面積694平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は労力不足により耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,183平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、刈払い機、草刈り機、軽トラックを所有しています。



農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われ  
ます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、6番、宇野委員から願  
いします。

宇野委員 6番、宇野です。

詳細は事務局の説明のとおりです。場所は、別冊の1ページを御覧ください。

大野台の実験動物所跡に隣接している農地です。

1月4日、代理人の方と現地で確認をしました。譲渡人が高齢で、周りに身寄りもなく、  
今後、この場所を管理していくことができないため、資産整理というか管理できないので譲  
渡を考えていたそうです。そこで、現在、隣地を耕作している譲受人に今回の話になったそ  
うです。

実際、現地を確認したところ、大野台地番〇〇という場所は、農地で管理されていました。  
しかし、その他は現状、農地とは呼べる状態ではなく、隣接している農地に付随している農  
地のような形で、今回、農地の所有権移転なので、少し微妙なところもあるんですけれど、  
近隣が農地であって、一緒に管理していくということで、譲渡人は全く管理ができない状態  
なので、この一軒家に近いのり面だったり傾斜地なんですけれども、今回、一緒に譲渡でこ  
の譲受人の方が管理していくということで、ちょっと審議していただけたらなと思っていま  
す。

特に譲受人の方も譲渡人の方も、問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願  
いいたします。

議 長 続きまして、議案第2号について、10番、田丸委員から願います。

田丸委員 10番、田丸です。

議案2号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

12月25日、譲受人に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊2ページを御覧ください。

中央のバイパスの西原の信号を右折しまして、久留里街道を左折し200メートル先を左に  
入ったところが申請地になります。

現在は耕作はしては無く、譲受人が草刈り等をして管理をしております。また、譲渡人は高齢で家から離れているため、譲受人は規模拡大のためです。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長 続きまして、議案第4号ないし第7号について、11番、鳥海委員からお願いします。  
鳥海委員 11番、鳥海です。

まず、第4号と5号は、譲受人が同一のため、一括で御説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊4ページを御覧ください。

図面左隅のほうに岩出のところを出ているのが、木更津から久留里方面に向かう県道です。その先、観音堂というところを左折して、300メートルぐらい行ったところの右側です。

12月28日に代理人と連絡を取り、現地でお会いしてお話を伺いました。4号のほうの譲渡人は高齢であり体調を崩してしまい、耕作ができなくなったとのことで、5号の譲渡人は、以前より耕作をしておらず、譲受人に耕作を頼んでおり、今後も高齢で維持管理も全くできないとのことで譲受人に話したところ、譲受人は隣地も耕作をしており、4号と5号の農地は並んでいて、高低差もなく、今後は1枚にして耕作するということでしたので問題ないと判断いたしました。

よろしく申し上げます。

次、議案第6号について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊5ページを御覧ください。

中央上から久留里街道を下に向かい、俵田の先、1645番のところを左折して、久留里線を横切り200メートルぐらい先、行ったところの400メートルぐらい行った左側です。

12月28日、代理人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。現況は何も耕作はしてありませんでしたが、きれいに管理はされておりました。譲渡人は高齢により規模を縮小したいとのことでして、譲受人は隣地を耕作しており、いろいろな野菜も植えてきれいに管理されておりましたので、すぐ隣でしたので問題ないと判断いたしました。

よろしく申し上げます。

続いて、議案第7号について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

同じく5ページを御覧ください。

6号議案と同じ、1645番のところを左折して久留里線を横切り、200メートルぐらい行ったところを右折して、100メートルぐらい行ったところではす。

12月29日、譲受人に連絡を取り、現地でお話を伺いました。現地は何も耕作はしてありませんでしたが、畑はもう耕運されており、きれいに管理されておりました。譲渡人は高齢により耕作できないとのことで、譲受人は隣地を耕作しており、以前から譲渡人の場所と一緒に管理をしていたとのことでした。譲受人はこれからも経営規模を拡大したいとのことでしたので、問題ないと判断いたしました。

よろしくお願ひいたします。

議 長 続きますして、議案第8号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。担当は12番の江澤委員ですけれども、江澤委員の調査の結果の内容について代読させていただきます。

議案第8号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、事務局から説明があつたとおりです。

12月25日、現地で代理人と譲受人と会いました。場所は別冊資料の6ページにあります。久留里街道945番地を左に入り、50メートル先の左側の3枚の畑です。家の周りの畑ですが、譲渡人はおばさんに当たる親戚だそうです。高齢のため、家の周りが荒地となるので話し合い、譲受人は農業経営の規模拡大のため、今回の申請になりました。

特に問題はないと思ひますので、よろしく御審議をお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きますして、議案第9号ないし第12号について、13番、鈴木清委員からお願ひします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第9号と10号は関連した申請になりますので一緒に説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊7ページを御覧ください。

松丘コミセンがありまして、そこから少し上へ上がりまして300メートルぐらいですかね、そのところが申請地であります。現状はカヤが生えていて、見られない状態でありましたが、ここだということでは話がありました。代理人の人に4日に説明を聞きました。

それと、第10号のほうは、そのところからやはり50メートルぐらいですか、その現場と、もう一つは410号の自宅の脇でありました。そこはきれいに野菜をつくつていまして、

前からずっと耕作していたということでありました。

9号、10号は特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、11、12号を説明します。

議案11号について説明します。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。申請場所につきましては、別冊8ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川です。旧松丘小学校が上のほうにありまして、それからずっと下がって行って、1キロぐらいありますかね、そこが申請地でありまして、4日の日に代理人とお話を聞きました。

11号のほうは、引受人が前から耕作をしていたということでありまして、特にきれいにしてありました。12号のほうは、今度、土地を借りて農業経営を継続していきたいということでありまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第13号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号13番について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

別冊地図9ページをお開きください。

図面右下のグレーで塗りつぶしてあるのが亀山ダムで、図面左上から下に主要地方道、千葉鴨川線が走っています。申請地はその千葉鴨川線から400メートルほど入ったところにあります。

12月25日、譲受人と現地において申請内容について確認いたしました。譲受人は農業経営規模拡大のためにとのことでした。同日、譲渡人と電話で確認しましたところ、住まいが遠くにあり、管理ができないことから処分するとのことでした。

特に問題はないと思われまますので、御審議のほうよろしくお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

す。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号については、10番、田丸委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 田丸委員 退室)

議長 長 それでは、議案第3号について、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案書2ページを御覧ください。

議案第3号について説明します。

賀恵渚地先の田1筆、面積959平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、居住地が遠いため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として下限面積を超えた7,919平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第3号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第3号について、現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊3ページを御覧ください。

中央を走っている国道410号線の上のほうが馬來田から下に向かって真ん中付近ですね、右折して300メートルぐらい行ったところです。

12月27日、譲受人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。譲渡人は以前より居住地

が遠く、不便なために譲受人に耕作を依頼しており、現在も譲受人が耕作をしておりましたので、何ら問題ないと判断いたしました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

10番、田丸委員の入室を認めます。

(10番 田丸委員 入室)

---

◎議案第14号及び第15号

議 長 日程第5、議案第14号及び第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第14号について御説明いたします。

6ページをお開きください。

植畑地先の田1筆、面積37平方メートルを墓地へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を隣接する譲受人の墓地と一体として利用したいとのことです。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

工事中はネットを張り、周囲に危険が及ばないようにします。土砂流出に努め、農地への影響がないようにします。

続きまして、議案第15号について御説明いたします。

戸崎地先の畑13筆、面積6,465平方メートルを所有権移転により倉庫用地へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を出張等で一時的に第三者に住居を賃貸する方の家財道具を一時、預かるための倉庫としたいとのことです。倉庫は、鉄骨平屋建てで、面積1,884.75平方メートルです。埋立

ては行わず、敷地内での造成工事となります。

用排水計画は、上水は公営水道、汚水、雑排水は合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに小櫃川左岸土地改良区の管理するU字溝に放流するとのことで、使用許可も取っております。

都市計画区域外で開発面積3,000平方メートル以上のため、県の宅地開発事業の基準に関する条例による確認が必要となります。その前段階といたしまして、君津市の宅地開発事業指導要綱による事前協議の申請済みです。

工事は隣接農地の支障がないよう行い、施工中は地元隣接地の同意を得ながら工事を行うとのことです。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第14号の現地調査の結果について御報告します。

詳細は事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊10ページをお開きください。

清和地区の東栗倉地先にあるJA清和支店から富津方面に四、五キロほどの植畑地区です。昨年12月21日に譲受人と現地でお話を伺ってきました。申請場所は約30年前に農地の基盤整備が行われ、今回申請の農地は、農道から五、六十センチほどのくぼ地に換地され、面積も37平米と狭く、排水整備もされなかったため、水稻などの耕作には適さず、今日まで遊休農地の状態であったとのことです。また、現場もそのような状況でした。

一方、この農地に隣接する譲受人は、先祖代々の墓地として利用してきましたが、落ち葉も多く、雨水もたまり、良好な墓地の環境でないため、昨年8月に隣接する譲受人の農地の譲渡を申し入れたところ、了解をしていただき、今回の申請に至りました。

一方、譲渡人は、高校卒業して以来、当地を離れ、現在は北海道札幌市内に居住しており、この日も電話で確認したところ、昨年8月に帰郷した折、譲受人から今回申請の話があり、快く了解したとのことです。

特に問題はないと思われますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第15号について、11番、鳥海委員からお願いします。



鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第15号について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

申請地は別冊11ページを御覧ください。

左上のほうから戸崎2の方面に県道、通称矢那街道が走っておりますが、その宮崎神社の先、100メートルぐらい行き、1593番のところを右折して300メートルぐらい入ったところがございます。

12月29日、代理人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。現地は一面、何も耕作はされておらず、1メートルぐらいの枯れた雑草が生い茂っておりました。盛り土もせず整地のみで行うとのことでした。目的は、倉庫を建てて、中には家具等で保管しておくとのことでした。隣接する農地の所有者への説明もされており、許可も取っておりました。

また、工事期間中も地元の皆さんの同意を得ながら工事をし、あつてはいけません何かあった場合は、誠実に対応するとの約束も書かれてありました。

また、雨水排水の計画もできており、特に雨水は貯留槽を造り、一時的にためて少しずつ排水するとのことですので、地元の土地改良区の許可も取ってありましたので、問題ないと判断いたしました。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎報告第2号ないし報告第20号

議長 日程第6、報告第2号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第19号及び第20号 廃土処理（公共事業施行）に伴う事業届については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第2号ないし報告第20号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見等がないようですので、報告第2号ないし報告第20号を終わります。

---

◎協議事項第1号

議長 日程第7、協議事項第1号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案書の17ページを御覧ください。

協議事項第1号 下限面積（別段面積）の設定についてを説明します。

農地の権利取得に係る下限面積は、都府県では50アール以上経営していることと定められておりますが、農業委員会が別段の面積を定め、これを公示したときはその面積によるとされております。

君津市では、別紙のとおりでお配りした君津市農地の権利取得に係る下限面積のとおり定められております。また、農林水産省の農業委員会の適正な事務実施についてにより、農業委員会では、毎年、下限面積、別段面積の設定、または修正の必要性について審議することとなっております。

これを受け、全域の面積については、平成24年度に清和地区の一部の下限面積の見直しを行いました。また、今年度からは、農業委員会が指定した空き家に附属する農地に限り、別段の面積を設定いたしました。

令和4年度の下限面積の設定について、事務局案として例年どおり下限面積検討委員会に委ねることを提案いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局説明が終わりました。

質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がないようですので、協議事項第1号につきましては、下限面積検討委員会に付託することといたします。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第1回君津市農業委員会総会に付議されました、議案及び報告については、終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第2回農業委員会総会は、令和4年2月7日、月曜日、市役所5階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時46分)